

令和6年分

所得税・消費税個別税務相談会における対応等について

●令和6年分確定申告書類について以下のように対応させていただきます。

申告書提出方法	対 応
e - T a x (本人署名)	電子申告データ送信後に決算書・申告書およびメール詳細（受信通知）をお渡しいたします。※ 利用者証明用・署名用パスワード使用。
ID・PW方式	電子申告データ送信後に決算書・申告書および受付結果（受信通知）をお渡しいたします。※ 事前の届出必須。
e - T a x (税理士代理署名)	税務相談会終了後に決算書・申告書およびメール詳細（受信通知）をお渡しいたします。（3月下旬）
 書面提出	（注）令和7年1月より税務署による確定申告書（控）への收受印の押印が廃止される為、当会では 書類のお預かり・提出を行いません。 ※ 書面での提出をご希望の方は、ご自身でご提出をお願いいたします。

●会計ソフトを利用して相談を受ける方について

※相談会期間中は完全予約制（会計ソフトの入力確認等を行う時間がございません）

記帳指導をご希望の方には、1月末までのご対応とさせていただきます。

※会計ソフトを活用した支援をご希望の場合は、サポート契約のご利用を推奨いたします。

●インボイス制度における消費税の確定申告について

税区分（8%・10%および適格請求書以外の課税仕入れに係る経過措置など）の集計が出来ない場合、消費税申告に必要な計算が行えない為、当会での相談を断る場合があります。

※相談会期間中における記帳(入力)の方法や、集計表の作成指導は行いません。
ご希望の方は、お早めのご連絡をお願いいたします。